

財務諸表に対する注記

1 継続事業の前提に関する注記

平成24年4月1日付けにて内閣府認定の公益社団法人に移行して、今期が10期目である。
公益目的事業会計と収益事業等会計、それぞれの事業は次のとおりである。

「公益目的事業会計」	1. 調査研究事業	2. サインデータ手帳の発行
	3. 安全標語ポスター	4. ネオン管技工士資格認定
	5. ネオン工事技術者試験	6. ネオンアート展
	7. 機関誌の発行	8. 屋外広告物点検技能講習

「収益事業等会計」

(収益) 1. 中小企業経営強化税制に係る「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書」の発行事業

(会員相互扶助) 1. 表彰 2. 補償制度の普及活動

2 重要な会計方針

(1) 消費税等の会計処理

1. 消費税等の会計処理は、税込み方式により行っている。
2. 受取会費の用途に関する規程第3条に基づき、公益目的事業会計に40%、収益事業等会計に10%、残額を法人会計に使用した。

3 会計方針の変更

平成20年4月11日、内閣府公益認定等委員会より、新・新公益法人会計基準が示された。
当協会では平成24年度より、上記会計基準により勘定科目の設定、表示方法を変更した。

4 特定資産（公益目的保有財産）の増減額及びその残高

特定資産（公益目的保有財産）の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産（公益目的保有財産）				
技術開発等奨励基金	6,139,047		0	6,139,047
木村勝基金	10,435,917		448	10,435,469
高村基金	10,227,361	197	0	10,227,558
電話加入権	163,479	0	0	163,479
合 計	26,965,804	197	448	26,965,553

5 特定資産（公益目的保有財産）の財源等の内訳

特定資産（公益目的保有財産）の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産（公益目的保有財産）				
技術開発等奨励基金（定期預金）	6,102,589	(0)	(0)	(0)
技術開発等奨励基金（普通預金）	36,458	(0)	(0)	(0)
木村勝基金（定期預金）	10,100,000	(0)	(0)	(0)
木村勝基金（普通預金）	335,469	(0)	(0)	(0)
高村基金（定期預金）	10,000,000	(0)	(0)	(0)
高村基金（通常貯金）	227,558	(0)	(0)	(0)
高村基金（普通預金）		(0)	(0)	(0)
電話加入権	163,479	(0)	(0)	(0)
合 計	26,965,553	(0)	(0)	(0)

6 定款第35条第1項（5）の、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書は、本財務諸表に対する注記と同じ内容であるため、作成していない。